

1 三郷市の部活動の現状

三郷市立中学校の部活動は、生徒数の減少をふまえ、市全体として生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営を考える必要性に迫られている。

そこで、三郷市では、望ましい部活動が展開されるように、部活動の地域移行も含め、拠点校部活動を実施する。

2 目的

(1) 生徒のスポーツ・文化活動における多様なニーズに応える。

(2) 各学校における適正な部員数の確保及び指導者の安定化を図り、持続可能な部活動設置を目指す。

(3) 指導者の地域連携を通じて、学校、地域、保護者等と連携した地域クラブ活動の推進につなげる。

3 拠点校部活動について

(1) 拠点校部活動の設置は、三郷市教育委員会教育長の指定により行われる。

(2) 生徒の希望する運動部又は文化部(以下「部活動」)がない在籍校において、当該生徒を市内の拠点となる中学校が受け入れるものである。

(3) 生徒が希望する部活動に広く参加できる措置であり、勝利至上主義を目的とするものではない。

(4) 当該生徒の在籍校(以下「在籍校」)の校長は、拠点校部活動を実施する中学校(以下「拠点校」)について、市内の近隣中学校と実施する等、生徒の安全面(移動手段等)を考慮して保護者の承諾を得て申請するものとする。

(5) 拠点校部活動の指導者は、拠点校の顧問と校長が認めた外部指導者も可とする。

4 事業主体および実施主体

(1) 実施の事業主体は、三郷市教育委員会

(2) 実施主体は、三郷市立中学校

5 実施申請と承諾

(1) 在籍校の校長は、拠点校の校長に拠点校部活動実施申請書(様式1)(以下「様式1」)及び拠点校部活動参加申込書・保護者同意書(様式5)(以下「様式5」)の写しを提出する。

(2) 拠点校の校長は、在籍校の校長の申請に基づき、拠点校部活動の実施を承諾するときは、在籍校の校長に拠点校部活動実施承諾書(様式2)を、三郷市教育委員会教育長に拠点校部活動実施申請書(様式3)及び様式1の写し、様式5の写しを提出する。

(3) 教育長は、在籍校及び拠点校の申請に基づき、拠点校部活動の実施を決定するときは、拠点校部活動実施決定書(様式4)(以下「様式4」)を拠点校及び在籍校の校長に送付する。

- (4)教育委員会事務局は、埼玉県中体連三郷支部長に様式4の写しを送付する。
- (5)埼玉県中体連三郷支部長は、様式4の写しを受領し、県中体連拠点校部活動大会参加申請書(県様式1)を県中学校体育連盟事務局に送付する。

6 実施期間

原則として、1年度単位とする。(継続可)

7 生徒が拠点校部活動に参加できる条件

- (1)在籍校に希望する部活動が設置されていないこと。
- (2)保護者は、拠点校の活動方針に同意し、在籍校の校長に様式5を提出すること。

8 拠点校部活動への参加(申請等)について

(1)拠点校部活動への参加申し込み

- ア 希望者は、在籍校の校長に様式5を提出し、在籍校の承認を得る。
- イ 在籍校の校長は、拠点校の校長に様式5の写しを提出する。
- ウ 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者に連絡し活動を開始する。

- (2)生徒は、拠点校における部活動の方針(活動日、各大会への参加、遠征等)に従う。
- (3)在籍校から拠点校への移動方法は、保護者の責任の下、適切な移動手段(保護者の送迎、公共交通機関、自転車、徒歩等)を用いること。
- (4)部活動を欠席するときは、生徒又は保護者が拠点校部活動顧問(指導者)に連絡すること。
- (5)在籍校の学習活動、行事等の日程が、拠点校の部活動と重複した場合は、原則として在籍校の活動を優先すること。

9 大会等の参加について

- (1)大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要項等に従うこと。
- (2)大会等への参加申請、事務手続きについては、拠点校が行うこと。

10 事故への対応について

- (1)拠点校部活動における事故対応、生徒指導等については、原則として拠点校が行い、必要に応じて在籍校と連携して対応する。
- (2)活動中の事故等に関する独立行政法人日本スポーツ協会への請求手続き等は、在籍校が行う。

11 その他

- (1)当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、ホームページ等を活用する。
- (2)拠点校は、当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会(部活動保護者会等)を設ける。
- (3)参加生徒の在籍校は、連絡責任者(管理職、担当者)を決めておく。

附則

この要項は、令和6年7月1日から施行する。